

保険者別保険料（税）の賦課状況 【医療分】（市町村）

保険者 番 号	保 険 者 名	保険料 （税）の別		賦課 算定 方式	賦課限度額 （千円）			保 険 料 （税） 率															
								所得割（％）				資産割（％）				均等割（円）				平等割（円）			
		料	税					R06→R07				R06→R07				R06→R07				R06→R07			
				R07	R05	R06	R07	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減
1	京 都 市	○	－	3	650	650	660	7.65	7.65	8.27	△	－	－	－	△	25,790	25,790	29,840	△	16,610	16,610	18,070	△
2	福 知 山 市	○	－	3	650	650	660	8.02	8.02	8.57	△	－	－	－	△	24,800	24,800	30,800	△	17,200	17,200	19,500	△
3	舞 鶴 市	○	－	3	650	650	660	6.99	7.38	7.71	△	－	－	－	△	18,500	19,500	21,500	△	20,400	21,400	23,500	△
4	綾 部 市	○	－	3	650	650	660	7.10	7.79	8.41	△	－	－	－	△	20,400	25,800	31,600	△	14,500	17,100	20,600	△
5	宇 治 市	○	－	3	650	650	660	7.57	8.94	10.18	△	－	－	－	△	27,700	31,300	37,400	△	17,700	20,500	23,500	△
6	宮 津 市	－	○	4	650	650	660	5.00	5.50	5.70	△	26.80	30.90	34.60	△	23,700	25,200	28,000	△	15,500	16,700	18,500	△
7	亀 岡 市	○	－	3	650	650	660	7.27	7.51	8.97	△	－	－	－	△	24,500	25,340	31,700	△	16,920	17,500	22,300	△
8	城 陽 市	○	－	3	650	650	660	7.80	8.41	8.98	△	－	－	－	△	21,800	23,720	26,060	△	23,460	25,120	27,270	△
9	向 日 市	○	－	3	650	650	660	7.87	9.31	9.90	△	－	－	－	△	31,080	36,480	38,760	△	19,800	23,160	24,840	△
10	長岡京市	○	－	3	650	650	660	7.30	7.70	8.10	△	－	－	－	△	28,600	31,200	35,100	△	19,900	20,800	22,600	△
15	八 幡 市	○	－	3	650	650	660	7.18	7.89	8.76	△	－	－	－	△	25,368	28,386	31,931	△	17,311	18,507	20,372	△
16	京田辺市	－	○	3	650	650	660	7.24	7.24	7.24	－	－	－	－	△	30,374	30,374	30,374	－	25,394	25,394	25,394	－
51	京丹後市	－	○	4	650	650	660	6.54	6.54	6.56	△	19.10	19.10	9.55	▼	21,200	21,200	19,000	▼	22,400	22,400	30,700	△
52	南 丹 市	－	○	3	650	650	660	7.12	7.12	7.97	△	－	－	－	△	24,300	24,300	31,000	△	19,600	19,600	23,000	△
53	木津川市	－	○	3	650	650	660	8.00	8.00	8.40	△	－	－	－	△	26,000	26,000	28,000	△	21,000	21,000	23,800	△
13	大 山 崎 町	－	○	3	650	650	660	6.39	6.81	8.10	△	－	－	－	△	26,800	29,100	33,600	△	18,500	19,100	21,300	△
14	久 御 山 町	－	○	3	650	650	660	7.41	8.51	11.07	△	－	－	－	△	29,993	32,588	40,785	△	24,362	23,218	25,564	△
17	井 手 町	－	○	4	650	650	660	6.20	6.20	6.20	－	39.00	39.00	39.00	－	26,600	26,600	26,600	－	29,400	29,400	29,400	－
18	宇治田原町	－	○	4	650	650	660	5.41	6.05	6.05	－	10.40	10.40	10.40	－	26,300	27,300	27,300	－	20,300	21,300	21,300	－
22	笠 置 町	－	○	3	650	650	660	3.00	3.00	3.00	－	－	－	－	△	20,000	20,000	20,000	－	20,000	20,000	20,000	－
23	和 束 町	－	○	3	650	650	660	7.00	7.00	7.00	－	－	－	－	△	19,200	19,200	19,200	－	21,000	21,000	21,000	－
24	精 華 町	－	○	3	650	650	660	7.85	7.85	7.85	－	－	－	－	△	26,000	26,000	26,000	－	25,000	25,000	25,000	－
25	南山城村	－	○	3	650	650	660	6.45	6.45	6.45	－	－	－	－	△	23,200	23,200	23,200	－	21,100	21,100	21,100	－
40	伊 根 町	－	○	3	650	650	660	4.30	3.40	3.50	△	－	－	－	△	11,800	11,900	11,900	－	12,200	12,100	11,900	▼
48	京丹波町	－	○	4	650	650	660	6.70	6.70	6.70	－	32.00	32.00	32.00	－	24,900	24,900	24,900	－	19,200	19,200	19,200	－
49	与謝野町	－	○	4	650	650	660	5.40	5.70	6.30	△	31.00	33.50	35.00	△	24,200	27,000	30,400	△	16,700	18,800	20,400	△

料 税
10 16

所得割
△（アップ） 18
▼（ダウン） 0
－（据置） 8
計 26

資産割
△（アップ） 2
▼（ダウン） 1
－（据置） 3
計 6

均等割
△（アップ） 16
▼（ダウン） 1
－（据置） 9
計 26

平等割
△（アップ） 17
▼（ダウン） 1
－（据置） 8
計 26

保険者別保険料（税）の賦課状況 【後期高齢者支援分】（市町村）

保険者 番 号	保 険 者 名	保険料 （税）の別		賦課 算定 方式	賦課限度額 （千円）			保 険 料 （税） 率															
								所得割（％）				資産割（％）				均等割（円）				平等割（円）			
		料	税		R07	R05	R06	R07	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07
1	京 都 市	○	－	3	220	240	260	2.82	2.82	2.67	▼	－	－	－		9,200	9,200	9,990	△	5,930	5,930	6,050	△
2	福 知 山 市	○	－	3	220	240	260	2.70	2.70	2.93	△	－	－	－		8,600	8,600	10,700	△	6,000	6,000	6,800	△
3	舞 鶴 市	○	－	3	220	240	260	2.69	2.81	2.93	△	－	－	－		7,300	7,700	8,500	△	7,800	8,200	9,000	△
4	綾 部 市	○	－	3	220	240	260	2.69	3.13	2.75	▼	－	－	－		7,700	10,400	10,300	▼	5,500	6,800	6,800	－
5	宇 治 市	○	－	3	220	240	260	2.87	3.07	3.07	－	－	－	－		9,600	10,500	11,100	△	6,500	6,800	6,900	△
6	宮 津 市	－	○	4	220	240	260	2.40	2.60	2.30	▼	12.40	14.00	13.80	▼	10,900	11,400	11,200	▼	7,200	7,600	7,400	▼
7	亀 岡 市	○	－	3	220	240	260	2.78	2.87	2.87	－	－	－	－		9,250	9,570	9,570	－	6,390	6,610	6,610	－
8	城 陽 市	○	－	3	220	240	260	3.11	3.23	3.02	▼	－	－	－		8,580	9,000	9,170	△	9,200	9,520	9,420	▼
9	向 日 市	○	－	3	220	240	260	2.97	3.17	2.90	▼	－	－	－		11,400	12,240	11,400	▼	7,320	7,800	7,320	▼
10	長 岡 京 市	○	－	3	220	240	260	2.50	2.70	2.70	－	－	－	－		9,600	11,000	11,800	△	6,800	7,400	7,600	△
15	八 幡 市	○	－	3	220	240	260	2.82	3.26	3.06	▼	－	－	－		9,869	11,612	11,097	▼	6,360	7,286	6,955	▼
16	京 田 辺 市	－	○	3	220	240	260	2.25	2.25	2.25	－	－	－	－		9,665	9,665	9,665	－	7,701	7,701	7,701	－
51	京 丹 後 市	－	○	4	220	240	260	2.20	2.20	2.22	△	6.40	6.40	3.20	▼	7,200	7,200	6,200	▼	7,600	7,600	10,700	△
52	南 丹 市	－	○	3	220	240	260	2.83	2.83	3.00	△	－	－	－		10,100	10,100	10,100	－	6,000	6,000	6,000	－
53	木 津 川 市	－	○	3	220	240	260	2.20	2.20	2.80	△	－	－	－		7,800	7,800	10,200	△	6,000	6,000	7,000	△
13	大 山 崎 町	－	○	3	220	240	260	2.41	2.59	2.59	－	－	－	－		9,900	10,900	10,900	－	6,800	7,100	7,000	▼
14	久 御 山 町	－	○	3	220	240	260	2.42	2.42	2.42	－	－	－	－		10,351	10,351	11,178	△	8,088	8,088	8,088	－
17	井 手 町	－	○	4	220	240	260	2.10	2.10	2.10	－	6.00	6.00	6.00	－	7,800	7,800	7,800	－	7,200	7,200	7,200	－
18	宇治田原町	－	○	4	220	240	260	2.23	2.23	2.23	－	5.36	5.36	5.36	－	10,700	11,700	11,700	－	8,200	8,700	8,700	－
22	笠 置 町	－	○	3	220	240	260	3.00	3.00	3.00	－	－	－	－		7,700	7,700	7,700	－	7,500	7,500	7,500	－
23	和 束 町	－	○	3	220	240	260	2.70	2.70	2.70	－	－	－	－		7,800	7,800	7,800	－	9,000	9,000	9,000	－
24	精 華 町	－	○	3	220	240	260	2.45	2.45	2.45	－	－	－	－		9,000	9,000	9,000	－	7,000	7,000	7,000	－
25	南山城村	－	○	3	220	240	260	1.95	1.95	1.95	－	－	－	－		7,300	7,300	7,300	－	6,100	6,100	6,100	－
40	伊 根 町	－	○	3	220	240	260	3.10	2.80	3.00	△	－	－	－		8,400	9,600	10,200	△	8,600	9,700	10,200	△
48	京 丹 波 町	－	○	4	220	240	260	1.70	1.70	1.70	－	8.40	8.40	8.40	－	6,600	6,600	6,600	－	5,100	5,100	5,100	－
49	与 謝 野 町	－	○	4	220	240	260	2.20	2.20	2.20	－	13.00	13.50	13.50	－	10,500	11,000	11,000	－	7,200	7,400	7,400	－
		料	税					所得割				資産割				均等割				平等割			
		10	16					△（アップ） ▼（ダウン） －（据 置）				△（アップ） ▼（ダウン） －（据 置）				△（アップ） ▼（ダウン） －（据 置）				△（アップ） ▼（ダウン） －（据 置）			
								計				計				計				計			
								26				6				26				26			

保険者別保険料（税）の賦課状況 【介護分】（市町村）

保険者 番 号	保 険 者 名	保険料 （税）の別		賦課 算定 方式	賦課限度額 （千円）				保 険 料 （税） 率															
									所得割（％）				資産割（％）				均等割（円）				平等割（円）			
		料	税		R07	R05	R06	R07	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減	R05	R06	R07	増減
1	京 都 市	○	－	3	170	170	170	2.56	2.56	2.37	▼	－	－	－		9,970	9,970	10,090	△	4,910	4,910	4,940	△	
2	福 知 山 市	○	－	3	170	170	170	2.38	2.38	2.65	△	－	－	－		9,200	9,200	11,500	△	4,600	4,600	5,600	△	
3	舞 鶴 市	○	－	3	170	170	170	3.16	3.09	2.90	▼	－	－	－		9,700	9,700	9,600	▼	8,200	8,100	7,900	▼	
4	綾 部 市	○	－	3	170	170	170	3.04	2.74	2.36	▼	－	－	－		10,500	13,000	11,500	▼	5,400	6,500	5,800	▼	
5	宇 治 市	○	－	3	170	170	170	2.89	2.93	2.74	▼	－	－	－		12,300	12,200	11,600	▼	6,000	6,000	5,700	▼	
6	宮 津 市	－	○	4	170	170	170	2.20	2.30	1.90	▼	16.90	16.80	18.50	△	12,300	12,400	12,500	△	6,200	6,200	6,000	▼	
7	亀 岡 市	○	－	3	170	170	170	2.69	2.78	2.78	－	－	－	－		11,050	11,430	11,430	－	5,560	5,750	5,750	－	
8	城 陽 市	○	－	3	170	170	170	2.69	2.69	2.69	－	－	－	－		7,760	7,760	7,760	－	6,100	6,100	6,100	－	
9	向 日 市	○	－	3	170	170	170	2.86	2.97	2.73	▼	－	－	－		12,720	12,240	11,640	▼	6,120	6,000	5,640	▼	
10	長岡京市	○	－	3	170	170	170	2.60	2.80	2.80	－	－	－	－		11,600	12,200	12,100	▼	5,700	6,000	5,800	▼	
15	八 幡 市	○	－	3	170	170	170	2.89	2.97	2.78	▼	－	－	－		11,171	12,464	11,772	▼	5,605	6,124	5,801	▼	
16	京田辺市	－	○	3	170	170	170	2.25	2.25	2.25	－	－	－	－		13,423	13,423	13,423	－	9,020	9,020	9,020	－	
51	京丹後市	－	○	4	170	170	170	2.10	2.10	2.10	－	6.50	6.50	3.25	▼	9,600	9,600	7,900	▼	6,600	6,600	9,300	△	
52	南 丹 市	－	○	3	170	170	170	2.40	2.40	2.76	△	－	－	－		10,500	10,500	10,500	－	5,800	5,800	5,800	－	
53	木津川市	－	○	3	170	170	170	2.40	2.40	2.60	△	－	－	－		9,400	9,400	10,400	△	5,200	5,200	5,600	△	
13	大山崎町	－	○	3	170	170	170	2.49	2.54	2.54	－	－	－	－		11,400	11,200	11,200	－	5,500	5,500	5,500	－	
14	久御山町	－	○	3	170	170	170	1.86	1.86	1.86	－	－	－	－		9,420	9,420	11,880	△	7,618	7,618	7,618	－	
17	井 手 町	－	○	4	170	170	170	1.30	1.30	1.30	－	4.70	4.70	4.70	－	8,800	8,800	8,800	－	5,900	5,900	5,900	－	
18	宇治田原町	－	○	4	170	170	170	2.31	2.31	2.31	－	8.01	8.01	8.01	－	13,700	13,700	13,700	－	7,300	7,300	7,300	－	
22	笠 置 町	－	○	3	170	170	170	2.20	2.20	2.20	－	－	－	－		7,200	7,200	7,200	－	4,100	4,100	4,100	－	
23	和 束 町	－	○	3	170	170	170	2.50	2.50	2.50	－	－	－	－		10,200	10,200	10,200	－	11,400	11,400	11,400	－	
24	精 華 町	－	○	3	170	170	170	2.20	2.20	2.20	－	－	－	－		9,500	9,500	9,500	－	5,500	5,500	5,500	－	
25	南山城村	－	○	3	170	170	170	1.55	1.55	1.55	－	－	－	－		6,800	6,800	6,800	－	5,100	5,100	5,100	－	
40	伊 根 町	－	○	3	170	170	170	3.30	2.80	3.10	△	－	－	－		12,100	13,200	13,500	△	6,200	6,900	7,000	△	
48	京丹波町	－	○	4	170	170	170	1.70	1.70	1.70	－	8.40	8.40	8.40	－	7,200	7,200	7,200	－	4,300	4,300	4,300	－	
49	与謝野町	－	○	4	170	170	170	2.00	2.00	2.00	－	19.00	19.30	19.30	－	13,400	13,600	13,600	－	6,900	7,200	7,200	－	

料
10

税
16

所得割
△（アップ）
▼（ダウン）
－（据置）
計

4

7

15

26

資産割

△（アップ）
▼（ダウン）
－（据置）

1

1

4

6

均等割

△（アップ）
▼（ダウン）
－（据置）

6

7

13

26

平等割

△（アップ）
▼（ダウン）
－（据置）

5

7

14

26

市町村名	標準保険料率との比較		
	標準保険料率と同値で賦課する	一部のみ同値で賦課する	標準保険料率とは異なる値で賦課する
京都市			○
福知山市			○
舞鶴市			○
綾部市			○
宇治市			○
宮津市		○	
亀岡市			○
城陽市			○
向日市			○
長岡京市			○
八幡市		○	
京田辺市			○
京丹後市			○
南丹市		○	
木津川市			○
大山崎町			○
久御山町		○	
井手町			○
宇治田原町			○
笠置町			○
和束町			○
精華町			○
南山城村			○
伊根町			○
京丹波町			○
与謝野町			○
集計	0	4	22